

# 鎌倉女子大学大学院 『学則』

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (目的)

鎌倉女子大学大学院（以下「本大学院」という）は、鎌倉女子大学学則第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、鎌倉女子大学建学の精神に則り、学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と専攻分野における研究能力を養うことによって、人類の福祉及び文化の向上進展に寄与することを目的とする。

2. 児童学研究科は、児童関連諸科学についての高度の専門的学術理論及びその応用を教授研究し、その深奥を究め、もって健やかに生まれ、育まれなければならない児童の幸福と成長に貢献することを目的とする。

### 第 2 条 (自己点検及び評価)

本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 自己点検及び評価に関する事項は、別にこれを定める。

### 第 3 条 (所在地)

本大学院は、神奈川県鎌倉市大船六丁目 1 番 3 号に設置する。

## 第 2 章 組 織

### 第 4 条 (研究科・専攻・学生定員)

本大学院に児童学研究科（修士課程）を置く。

2. 前項の研究科に置く専攻及びその学生定員は次の通りとする。

児童学研究科

児童学専攻（修士課程） 入学定員 10名 収容定員 20名

### 第 5 条 (教員組織)

本大学院の教員組織は、学部等の教員をもって構成する。

2. 本大学院の授業は、教授、准教授、又は講師が担当するものとする。
3. 本大学院における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師に分担させることができる。

### 第 6 条 (研究科長)

本大学院児童学研究科に研究科長を置く。

2. 研究科長に関する事項は、別にこれを定める。

#### 第7条 (大学院委員会)

本大学院に、管理、運営その他本大学院における重要事項を審議するため、大学院委員会を置く。

2. 大学院委員会に関する事項は、別にこれを定める。

#### 第8条 (研究科委員会)

本大学院に、教育課程の編成、学生の入学及び退学その他の研究科における重要事項を審議するため、児童学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）を置く。

2. 研究科委員会に関する事項は、別にこれを定める。

### 第 3 章 授業科目及び修業年限

#### 第9条 (授業科目・授業科目単位数・履修方法)

授業科目、その単位数及び履修方法については、別表 I の通りとする。

#### 第10条 (修業年限・在学年数)

修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし4年を超えて在学することはできない。

### 第 4 章 履修単位・修了要件及び学位授与

#### 第11条 (履修単位)

修士課程の修了の要件は、本大学院修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を所定の期日までに提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2. 前項の要件を満たした者には、研究科委員会の議を経て、修士（児童学）の学位を授与する。
3. 修士の学位は、鎌倉女子大学学位規程の定めるところにより授与する。
4. 第1項に定める修士論文の提出資格及び提出の時期等については、研究科委員会において定める。
5. 第1項に定める審査及び最終試験については、研究科委員会において定める。

#### 第12条 (資格の取得)

資格の取得は、次項に定める方法による。

2. 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同法施行規則に規定する科目及び単位数を履修しなければならない。また、当該所要資格を取得できる教育職員免許状は、次の通りとする。

専攻	免許状の種類
児童学研究科児童学専攻	小学校教諭専修免許状

### 第13条 （履修方法等）

研究科で履修すべき授業科目の選択及び研究指導の内容並びに履修方法等については、研究科委員会において定める。

2. 前項の運営の適正化を図るために、研究指導担当教員（以下「指導教員」という）を定める。
3. 授業科目等の履修にあたっては、あらかじめ指導教員の指導を受け、その指示によって当該年度の履修科目届を研究科長に提出するものとする。
4. 研究科委員会において、教育研究上必要と認めたときは、学部とあらかじめ協議の上、学部の授業科目を聴講させることができる。

### 第14条 （授業期間）

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

### 第15条 （単位数計算の基準）

1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じた1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

- 一. 講義及び演習については15時間
- 二. 実験、実習及び実技については30時間

2. 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、別に単位数を定めることができる。

### 第16条 （他大学院における履修）

本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2. 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
3. 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。
4. 他の大学院における授業科目の履修に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

### 第17条 （他大学院等における研究指導）

本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という）との協議に基づき、学生が他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。この場合において、他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めるときは、研究科委員会の議を経るものとする。

2. 前項の規定により他大学院等における研究指導を認めるときには、修士課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
3. 第1項の規定により他大学院等において必要な研究指導を受けた期間は、本大学院の在学期間に

算入する。

4. 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

#### 第18条 （入学前の既修得単位）

本大学院において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院（外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2. 前項の規定により修得した単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3. 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

### 第 5 章 入学・休学・退学・転学及び除籍

#### 第19条 （入学の時期）

入学の時期は、学年の始めとする。但し再入学は、学期の始めとすることができる。

#### 第20条 （入学資格）

本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、本大学院の入学検定に合格した者とする。

一. 大学を卒業した者

二. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者

三. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四. 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

五. 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

六. 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

#### 第21条 （志願手続き）

本大学院へ入学を志願する者は、所定の入学志願票に別に定めるところの書類、入学検定料を添えて願出するものとする。

#### 第22条 （入学者の選考）

入学者の選考は、検定により決定する。

2. 検定の方法は、別にこれを定める。

#### 第23条 （入学手続き）

入学検定に合格した者は、所定の期日までに宣誓書、保証書及び所定書類を提出するとともに、別に定める入学金、授業料及びその他の納入金を納入し、入学手続きをしなければならない。

#### 第24条 （保証人等）

保証人は、学生に係る一切の責任を履行し得る者で、父母又はこれに代わる者でなければならない。

#### 第25条 （休学）

疾病その他やむを得ない事由で2ヶ月以上就学することができない者は、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得て1か年に限り休学することができる。但し特別の事情のある者は、その期間の延長を申し出ることができる。

2. 病気を理由とする休学願いには医師の診断書を必要とする。

#### 第26条 （休学期間）

休学期間は、通算して2年を超えることができない。

2. 休学期間において、休学の事由が止んだ時は、学長の許可を得て、出席することができる。

#### 第27条 （休学期間の不算入）

休学期間は、在学年限に算入しない。

#### 第28条 （休学期間中の学納金）

休学期間中は、授業料、実験実習費及び教育充実費のそれぞれ半額を納付しなければならない。

#### 第29条 （再入学）

正当な理由で退学した者が、再入学を志願した場合は、選考の上、これを許可する。

2. 前項の場合、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

#### 第30条 （編入学）

次のいずれかに該当する者で、本大学院への編入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- 一. 大学院を修了した者又は退学した者
- 二. その他本大学院において、前項と同等以上の学力があると認められた者

#### 第31条 （他大学院よりの転学）

他の大学院に在籍している者で、本大学院への転学を志願する者がある場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に転学を許可することがある。

#### 第32条 （転学者の履修単位）

前2条の規定により、編入学又は転学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

#### 第33条 （他大学院への転学）

他の大学院へ入学又は転学しようとする者は、事由を詳記して願い出、研究科委員会の議を経て、

学長の許可を受けなければならない。

#### 第34条 （留学）

外国の大学院で学修することを志願する者は、保証人連署で留学願を提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2. 留学に関し必要な事項は、別にこれを定める。

#### 第35条 （退学）

退学しようとする者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2. 次の各号に定める事項に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- 一. 授業料を納めることを怠り、督促を受けて定められた納入期限までに未だ納めない者
- 二. 第10条に定める在学年限を超えた者
- 三. 第25条に定める休学期間を超えてなお就学できない者

## 第 6 章 試 験

#### 第36条 （試験）

本大学院の課程における正規の授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。試験の時期及び方法は、大学院委員会で定める。

#### 第37条 （その他の試験）

学位論文又は実験・実習、研究等の報告は、審査をもって試験に代えることがある。

#### 第38条 （授業科目の成績評価）

授業科目の成績評価は、90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をFの5段階をもって表示し、S、A、B、Cを合格とする。ただし、学位論文及び最終試験の成績は合格・不合格とすることができる。

2. 授業科目を履修し、合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

## 第 7 章 学 費

#### 第39条 （学費）

入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱの通りとする。

#### 第40条 （分納）

授業料を分納する場合は、その半額を所定の期日までに納めなければならない。

#### 第41条 （既納学納金の取扱い）

すでに納めた入学検定料、入学金、授業料等はこれを返却しない。

#### 第42条 （未納者の扱い）

授業料を納めない者は、原則として試験を受けることができない。

#### 第43条 （貸給費）

貸給費については、別にこれを定める。

#### 第44条 （実験実習費）

実験・実習に必要な費用は、別にこれを徴収する。

### 第 8 章 賞 罰

#### 第45条 （表彰）

学生で他の模範となる行為があった場合には、これを表彰することがある。

#### 第46条 （罰則）

本大学院の規則に違反し、或いは学生としてその本分に反する行為があった時は、その情状により次の各号に定める懲戒を行う。

- 一. 訓告
- 二. 譴責
- 三. 受験停止
- 四. 停学
- 五. 退学

#### 第47条 （退学処分）

次の各号に定める事項の一つに該当する者は、退学を命ずる。

- 一. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三. 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- 四. 学園の秩序を乱す者

### 第9章 委託生、科目等履修生、外国人留学生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別研究員

#### 第48条 （委託生）

官庁又は公共団体等より、一定期間授業科目を定め、履修を願い出たときは、選考の上、委託生として履修を許可することがある。

#### 第49条 （科目等履修生）

本大学院の学生以外の者で本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科の教育

に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

2. 科目等履修生の履修料は、別表Ⅲの通りとする。
3. 科目等履修生に関する事項は、別にこれを定める。

#### 第50条 （外国人留学生）

外国人で大学院において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2. 外国人留学生に関する事項は、別にこれを定める。

#### 第51条 （研究生）

本大学院の学生以外の者で本大学院の研究科及び専攻に関連した特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究科の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として在籍を許可することができる。

2. 研究生に関する事項は、別にこれを定める。

#### 第52条 （特別聴講学生）

他の大学院の学生で本大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2. 特別聴講学生に関する事項は、別にこれを定める。

#### 第53条 （特別研究学生）

他の大学院の学生で本大学院において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として在籍を許可することができる。

2. 特別研究学生に関する事項は、別にこれを定める。

#### 第54条 （特別研究員）

公私の機関又は団体等からその所属の職員について、研究題目を定めて、本大学院における研究を願い出たときは、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長はその研究員としての研究を許可することができる。

2. 特別研究員に関する事項は、別にこれを定める。

## 第 10 章 公開講座

#### 第55条 （公開講座）

本大学院は、公開講座を開設することができる。

2. 公開講座に関する事項は、別にこれを定める。

## 第 11 章 学年・学期・休業日

## 第56条 （学年・学期）

学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2. 学年の区分は、次の各号に定める通り、2学期制とする。

- 一. 春学期 自 4月1日 至 9月30日
- 二. 秋学期 自 10月1日 至 翌年3月31日

## 第57条 （休業日）

休業日は、次の各号に定める通りである。

- 一. 日曜日及び土曜日
- 二. 国民の祝日に関する法律に定める休日
- 三. 創立記念日 4月19日
- 四. 夏季休業 自 8月1日 至 9月16日
- 五. 冬季休業 自 12月20日 至 翌年1月7日
- 六. 春季休業 自 3月21日 至 3月31日

## 第 1 2 章 そ の 他

## 第58条 （施行細則）

本学則を施行するための細則は、別に学長が定める。

## 附 則

本学則は、平成18年4月1日から制定・施行する。

- 2. 本学則は、平成19年4月1日から改定・施行する。
- 3. 本学則は、平成20年4月1日から改定・施行する。但し、平成19年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
- 4. 本学則は、平成23年4月1日から改定・施行する。但し、平成22年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
- 5. 本学則は、平成24年4月1日から改定・施行する。但し、平成23年度入学生までは、改定前の学則を適用する。

研究科・専攻	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
〔児童学専攻共通科目〕					
児童学研究科	建学の精神特論	1			
児童学専攻	児童研究総合基礎	2			
	児童学特別講義	1			
	児童学特別研究	4			
〔児童学総合研究科目群〕					
児童学研究科	児童学総合研究特論		2		
児童学専攻	児童学総合研究方法論		2		
	児童学フィールド研究		2		
	教職特論		2		
	教育基礎理論特論		2		
	教育課程・指導法特論		2		
	現代授業研究Ⅰ群演習(国語・社会)		2		
	現代授業研究Ⅱ群演習(算数・理科)		2		
	幼児教育学特論		2		
	幼児教育学演習		2		
	乳児保育学演習		2		
	実践保育演習		2		
	幼稚園経営管理特論		2		
	小児保健学特論		2		
	小児保健学演習		2		
	小児栄養学特論		2		
	小児看護学特論		2		
	児童福祉学特論		2		
	表現文化研究特論		2		
	表現文化研究演習Ⅰ(音楽)		2		
	表現文化研究演習Ⅱ(図工)		2		
表現文化研究演習Ⅲ(体育)		2			
表現文化研究演習Ⅳ(総合表現)		2			
〔子ども心理学研究科目群〕					
児童学研究科	子ども心理学研究特論		2		
児童学専攻	子ども心理学研究方法論		2		
	子ども心理学フィールド研究		2		
	発達心理学特論		2		
	子ども臨床心理学特論		2		
	子ども精神医学特論		2		

研究科・専攻	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
	子育て支援特論		2		
	子育て支援演習		2		
	子ども心理療法特論		2		
	子ども心理療法演習		2		
	子ども発達教育臨床Ⅰ(ムーブメントアセスメント)		2		
	子ども発達教育臨床Ⅱ(音楽ムーブメント)		2		
	教育心理学特論		2		
	学校心理学特論		2		
	障害児の心理と教育		2		
	特別支援教育特論		2		
	特別支援教育教育課程特論		2		
	特別支援教育コーディネーター特論		2		
	発達・教育評価演習		2		
	学習指導・進路指導演習		2		
	学校カウンセリング演習		2		
	子ども発達教育学(ムーブメント教育・療法)特論		2		
	子ども発達教育学(ムーブメント教育・療法)演習		2		
	言語発達の基礎		2		
	言語発達の評価と支援		2		
[学校教育学研究科目群]					
	学校教育学研究特論		2		
	学校教育学研究方法論		2		
	学校教育学フィールド研究		2		
	学校経営管理特論		2		
	教育社会学特論		2		
	現代授業研究Ⅲ群演習(生活・家庭)		2		
	現代授業研究Ⅳ群演習 (道徳・総合的な学習の時間・特別活動)		2		
	現代授業研究Ⅴ群演習 (外国語活動(英語))		2		
	小学校英語演習		2		
	世界の教育・文化特論		2		
	表現文化研究演習Ⅴ (英語コミュニケーション)		2		

鎌倉女子大学大学院『学則』 別表Ⅱ

鎌倉女子大学大学院児童学研究科 学費一覧表

項目	金額
入学検定料	30,000円
入学金	380,000円
施設費	200,000円
授業料	640,000円
実験実習費	170,000円
教育充実費	65,000円

鎌倉女子大学大学院『学則』 別表Ⅲ

鎌倉女子大学大学院児童学研究科 科目等履修生履修料

項目	金額
検定料	10,000円
登録料	1単位につき10,000円
聴講料	1単位につき10,000円